

身体拘束廃止に関する指針

社会福祉法人 健和会

1 基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当法人では、いずれの場所においても利用者の尊厳と主体性を尊重して、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解して、身体拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束廃止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外3原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアを提供することが原則です。

しかしながら、以下の3つの要素全てを満たす状況にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- 1 切迫性・・・利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 - 2 非代替性・・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
 - 3 一時性・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
- ※身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件を全て満たすことが必要です。

2 身体拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当法人においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束適正化に関する委員会（「委員会」という。）を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明同意を得て行います。また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ①利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます

- ②言動や対応等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ③利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体・精神的）を安易に妨げるような行動は行いません。万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束適正化に関する委員会において検討します。
- ⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努めます。

3 身体拘束廃止に向けた体制

当施設では、身体拘束廃止に向けて委員会を設置します。

① 設置目的

- i 施設内で身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ii 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- iii 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- iv 身体拘束廃止に関する職員全体への指導

② 委員会の構成員

- i 施設長 ii 介護部次長 iii 介護部リーダー
- v 看護職員 iv その他介護職員

③ 委員会の開催

委員会 3回月に1回

4 やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は利用者等の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

<介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的行為>

- (1) 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢等をひもで縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または、皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったりにないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人に対し立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。

- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

1 カンファレンスの実施

緊急時やむを得ない状況になった場合、委員会を中心として、関係者が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討します。身体拘束を行う前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素全てを満たしているかどうか確認します。上記を検討・確認した上で身体拘束を行う場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に説明した上で同意を作成します。

2 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・理由・時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を説明し、十分な理解が得られるように努めます。

3 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、利用者の様子・心身の状況・やむを得なかった理由等を記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束に必要性や方法を随時検討します。

4 身体拘束の解除

3の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、家族代表者に報告いたします。

5 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

介護に関わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行について職員教育を行います。

- i 定期的な教育・研修（年2回）の実施
- ii 新任者に対する身体拘束適正化研修の実施
- iii その他必要な教育・研修の実施

6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、ホームページ等で公表し、利用者・家族・職員等がいつでも自由に閲覧できるようにします。

附則

この指針は令和2年4月1日より施行する。

令和4年4月1日改定

令和6年4月1日改定

【記録1】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

○ ○ ○ ○ 様

- 1 あなたの状態が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- A 入所者（利用者）本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 〈場所、行為（部位・内容）〉	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月 日 時 から 月 日 時 まで

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

施設名 代表者 印
記録者 印

身体拘束適正化 対応フロー図

